

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改 正 後	改 正 前
(別紙) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領 制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 <u>改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号</u> 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。 第1 趣旨 くろまぐろの漁獲可能量の当初配分については、法、基本方針及び「<u>令和4管理年度</u>以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に示された方法によって実施されることとなる。 くろまぐろの漁獲可能量の管理については、年によって異なる漁場形成の変動等により生じるそれぞれの管理区分に配分した配分量の過不足が、漁業者及び関係業者に与える影響を緩和することが重要となっている。そのような背景から、平成30年9月に水産政策審議会資源管理分科会の下に置かれた「くろまぐろ部会」で議論	(別紙) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領 制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。 第1 趣旨 くろまぐろの漁獲可能量の当初配分については、法、基本方針及び「<u>第5管理期間</u>以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に示された方法によって実施されることとなる。 <u>また</u>、くろまぐろの漁獲可能量の管理については、年によって異なる漁場形成の変動等により生じるそれぞれの管理区分に配分した配分量の過不足が、漁業者及び関係業者に与える影響を緩和することが重要となっている。そのような背景から、平成30年9月に水産政策審議会資源管理分科会の下に置かれた「くろまぐろ部会」

され、第5回くろまぐろ部会（平成30年11月1日）で「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」が、第9回くろまぐろ部会（令和3年11月29日）で「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」が取りまとめられ、それぞれ水産政策審議会第92回資源管理分科会（平成30年12月19日）及び同審議会第115回資源管理分科会（令和3年12月14日）において了承されたところである。

新しい漁業法に基づく漁獲可能量の管理に当たっても、この考え方を踏襲し、都道府県間、大臣管理区分間及び都道府県と大臣管理区分との間で行う配分量の融通に関するルールを整備し、各都道府県内における知事管理区分（漁業種類間、海域間等）を含めた配分量の融通を促進することにより、漁獲可能量の有効活用を図ることとする。

第2 （略）

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則

1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2－1関係）

(1) (略)

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセント（WC P F Cで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

知事管理区分の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセント（WC P F Cで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、WC P F Cで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(3)～(4) (略)

で議論され、第5回くろまぐろ部会（平成30年11月1日）で取りまとめた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」が、水産政策審議会第92回資源管理分科会（平成30年12月19日）において了承されたところである。

新しい漁業法に基づく漁獲可能量の管理に当たっても、この考え方を踏襲し、都道府県間、大臣管理区分間及び都道府県と大臣管理区分との間で行う配分量の融通に関するルールを整備し、各都道府県内における知事管理区分（漁業種類間、海域間等）を含めた配分量の融通を促進することにより、漁獲可能量の有効活用を図ることとする。

第2 （略）

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則

1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2－1関係）

(1) (略)

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、漁獲可能量の配分量に未利用分（管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も未利用分を含むものとする。）がある場合には、その管理年度の当初に配分した漁獲可能量の10パーセント（WC P F Cで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）を上限として、翌管理年度の漁獲可能量の配分量に繰り越すこととなっている。翌管理年度の漁獲可能量の配分量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

また、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、その未利用分から上記の繰越分を除いて残量が発生する場合には、当該残量は、WC P F Cで合意された繰越率の下で許容される範囲内で国の留保枠に繰り入れるものとする。

(3)～(4) (略)

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2－2関係）

(1) (略)

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、漁獲可能量の配分量に未利用分（管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も含むものとする。）がある場合には、その管理年度の当初に配分した漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）を上限として、翌管理年度の漁獲可能量の配分量に繰り越すこととなっている。翌管理年度の漁獲可能量の配分量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

ただし、漁獲割当管理区分及び漁獲割当管理区分以外の管理区分の2つが設定されている大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の大臣管理区分に関し、それぞれの大臣管理漁獲可能量の未利用分の繰越しについては、次の①及び②により行うこととする。

① 大中型まき網漁業

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及びくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率。以下「繰越上限の特例の数量」という）とする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度においてくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）からくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2－2関係）

(1) (略)

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、漁獲可能量の配分量に未利用分（管理年度中に他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も含むものとする。）がある場合には、その管理年度の当初に配分した漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）を上限として、翌管理年度の漁獲可能量の配分量に繰り越すこととなっている。翌管理年度の漁獲可能量の配分量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

また、それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、その当該未利用分から上記の繰越分を除いた残量が発生する場合には、当該残量は、WCPFCで合意された繰越率の下で許容される範囲内で国の留保枠に繰り入れるものとする。

なお、漁獲割当てによる管理の導入に伴い、令和4管理年度からくろまぐろ（大型魚）に係る大臣管理区分として、総量管理区分と漁獲割当管理区分の2つが設定された大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業に関し、令和3管理年度における「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業」及び「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）」の配分量の未利用分に係る大臣管理区分ごとの繰越しについては、それぞれ次の①及び②により行うこととする。

① 大中型まき網漁業

大中型まき網漁業に係るくろまぐろ（大型魚）については、令和4管理年度からのIQ管理実施に伴い、IQ管理区分（日本海海区）と総量管理区分（その他の海区）の2つの管理区分を設定。

ただし、大中型まき網漁業においては、これまで漁業者団体の合意に基づき、太平洋、九州、日本海の各海区を分割しての自主的管理が行われてきたところであり、令和4管理年度以降、漁獲割当てによる管理が行われる海域・期間の範囲は、当該自主的管理における海域（日本海の海区）・期間（5月15日～7月末日）の範囲と一致している。

配分された数量（以下「前管理年度繰り入れ数量」という。）は、くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量で、前管理年度繰り入れ数量が前管理年度の繰越上限の特例の数量を超える場合は当該繰越上限の特例の数量でもって追加配分をする。）。

② かつお・まぐろ漁業

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の管理区分では、地域によりくろまぐろの盛漁期が異なるため、管理年度の途中で各船に繰越数量を追加配分すると地域による有利不利が発生する。また、毎年1月からの大臣管理区分の管理年度開始以降、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転が漸続的に行われることから、追加配分によって管理年度中に年次漁獲割当量を変更することは混乱を招くこととなる。このため、当該管理区分の未利用分については、当初配分の10パーセント（ただし、WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合は、その率）を上限として、当該未利用分が発生した管理年度の翌々管理年度のくろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の当初配分へ上乗せして配分することとする。

それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、その当該未利用分から上記の繰越分を除いた残量が発生する場合には、当該残量は、WCPFCで合意された繰越率の下で許容される範囲内で国の留保枠に繰り入れるものとする。

(3)～(4) (略)

第4～第10 (略)

別記様式第1号～第19号 (略)

このため、令和4管理年度における漁獲割当管理区分に相当する令和3管理年度の未利用分を把握することが可能であり、大中型まき網漁業に係る大臣管理区分ごとの令和3管理年度からの未利用分の繰越しについては、令和3管理年度の自主的管理における日本海の高知の未利用分を漁獲割当管理区分見合いの未利用分と、令和3管理年度の自主的管理におけるその他の高知の未利用分を総量管理区分見合いの未利用分と、それぞれみなし、それらに基づき按分した比率で、漁獲割当管理区分及び総量管理区分へ繰り越すこととする。

② かつお・まぐろ漁業

令和4管理年度以降、「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）」の管理対象となる漁業者は、実態としてくろまぐろを目的とした操業を行っておらず、令和4管理年度の当該大臣管理区分の当初配分量は、想定される混獲分として配分されたものである。

このため、かつお・まぐろ漁業に係る大臣管理区分ごとの令和3管理年度からの未利用分の繰越しについては、令和3管理年度における「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）」の未利用分の全量を、上限10パーセントの範囲内で「くろまぐろ（大型魚）漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」へ繰り越すこととする。

(3)～(4) (略)

第4～第10 (略)

別記様式第1号～第19号 (略)

附 則

この実施要領は、令和4年12月26日から施行する。